平成２１年（フ）第２４４１号
京都府向日市物集女町五ノ坪７番地の６　ハイツタナカ101号
債務者　瀧川佐和美
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４５５号
京都市西京区桂徳大寺町176番地　レジデンス山手303
債務者　田中　美華
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４６６号
京都府宇治市伊勢田町中ノ田37番地の112
債務者　谷内美也子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３７号
京都市西京区桂上野西町308番地
債務者　河本　好永（従前の氏名李正子）
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５０号
京都府京田辺市河原室垣外６番地26―503
債務者　金西　明美（旧姓安坂）
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７２号
京都市西京区大原野東竹の里町２丁目１番地11棟506号
債務者　北村　一代
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８１号
京都府相楽郡精華町桜が丘３丁目１番地１―211
債務者　吉屋　記子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０５号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字段ノ下１番地の１―１―105号
債務者　杉田　　進
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字段ノ下１番地の１―１―105号
債務者　杉田　幸子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１号
広島県呉市安浦町三津口１―２―34　サンパティークメゾンＢ101、住民票上の住所広島県呉市安浦町内海南５丁目７番２号
債務者　沖口　保人
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１４号
広島県竹原市塩町２丁目４番５号
債務者　岩野　耕三
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１５号
広島県竹原市塩町２丁目４番５号
債務者　岩野　由美
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１６号
広島県呉市吉浦中町２丁目１番６号
債務者　丸山弘之こと　李　　弘之
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１７号
広島県江田島市江田島町小用１丁目33番９号
債務者　久本　浩二
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１９号
広島県呉市広徳丸町16番43号
債務者　谷　　正隆
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第２０号
広島県呉市広徳丸町16番43号
債務者　谷　ヒフミ
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第２１号
広島県呉市焼山東１丁目18番１―301号
債務者　大櫻　浩司
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
広島地方裁判所呉支部